

定 款

ワタベウェディング株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ワタベウェディング株式会社と称し、英文ではWATABE WEDDING CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貸衣裳業
- (2) 婚礼衣裳ならびにフォーマル衣裳の製造販売
- (3) 結婚式場の経営
- (4) 結婚披露宴の企画、演出
- (5) 結婚に関するコンサルタント業
- (6) 印鑑の販売
- (7) 結婚に関する結納品、宝石、家具、婚礼衣裳等の販売
- (8) 車両および貸衣裳のリース業
- (9) 衣料品、旅行用品、スポーツ用品の賃貸ならびに販売
- (10) フランチャイズ形態によるチェーン店の経営指導およびその運営に対するコンサルタント業務
- (11) 貸衣裳のメンテナンス
- (12) クリーニング業
- (13) 旅行斡旋および代理店業
- (14) コピー、ファクシミリ、電話等の利用サービスの提供および文化・生活・音楽・スポーツ等の情報提供サービスの委託業務の請負
- (15) 旅行業法に基づく旅行業
- (16) 損害保険代理業
- (17) 美容業およびエステティックサロンの経営
- (18) 撮影編集業
- (19) ホテルの経営
- (20) 飲食店の経営
- (21) 不動産の賃貸
- (22) 広告業および広告代理業
- (23) コンピューターシステムの企画、設計、開発、管理、保守、運営、賃貸および販売ならびにこれらの受託、指導およびコンサルティング
- (24) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (25) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(開催場所)

第12条 当社は、株主総会を京都市で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(報酬等)

- 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

- 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

- 第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第28条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

- 第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当および基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日を基準日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息は付けない。

附 則

(第56期事業年度の期間)

第1条 第34条の規定にかかわらず、第56期の事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月間とする。

(第56期事業年度の中間配当の基準日)

第2条 第36条第2項の規定にかかわらず、第56期事業年度の中間配当の基準日は、2019年9月30日とする。

(附則の有効期間)

第3条 前2条および本条は、2019年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。

1997年（平成9年）7月1日	改訂
1998年（平成10年）6月26日	改訂
1999年（平成11年）6月29日	改訂
2001年（平成13年）6月28日	改訂
2002年（平成14年）6月27日	改訂
2003年（平成15年）6月27日	改訂
2004年（平成16年）6月29日	改訂
2005年（平成17年）6月29日	改訂
2006年（平成18年）6月29日	改訂
2009年（平成21年）6月26日	改訂
2018年（平成30年）6月28日	改訂
2019年（令和元年）6月27日	改訂
2021年（令和3年）5月31日	改訂